

# 第4次 多摩市

女と男がともに

生きる行動計画

～ジェンダー平等と多様な性と生を尊重する社会の実現に向けて～

中間見直し概要版

令和8年(2026年)～令和12年(2030年)

令和8年(2026年)3月  
多摩市

# 1

## 中間見直しの趣旨

多摩市は、平成26(2014)年1月に「すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現すること」を目的に、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」(以下「条例」)を施行しました。

また、条例の第9条に基づき、令和3(2021)年度に、令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とする、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」(以下「第4次行動計画」)を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

第4次行動計画の策定からこれまでの間に、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会経済情勢の変化などにより、市民を取り巻く環境は大きく変化しました。また、固定的な性別役割分担意識、ジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、多様な性的指向や性自認に対する理解促進といった課題も残されています。

こうした社会情勢の変化や課題等に対応するために、第4次行動計画の後期の5年間を見据えた中間見直しを行いました。本計画に、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を位置づけるとともに、市全体で男女平等参画の推進に取り組み、すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現を目指します。

# 2

## 計画の基本理念

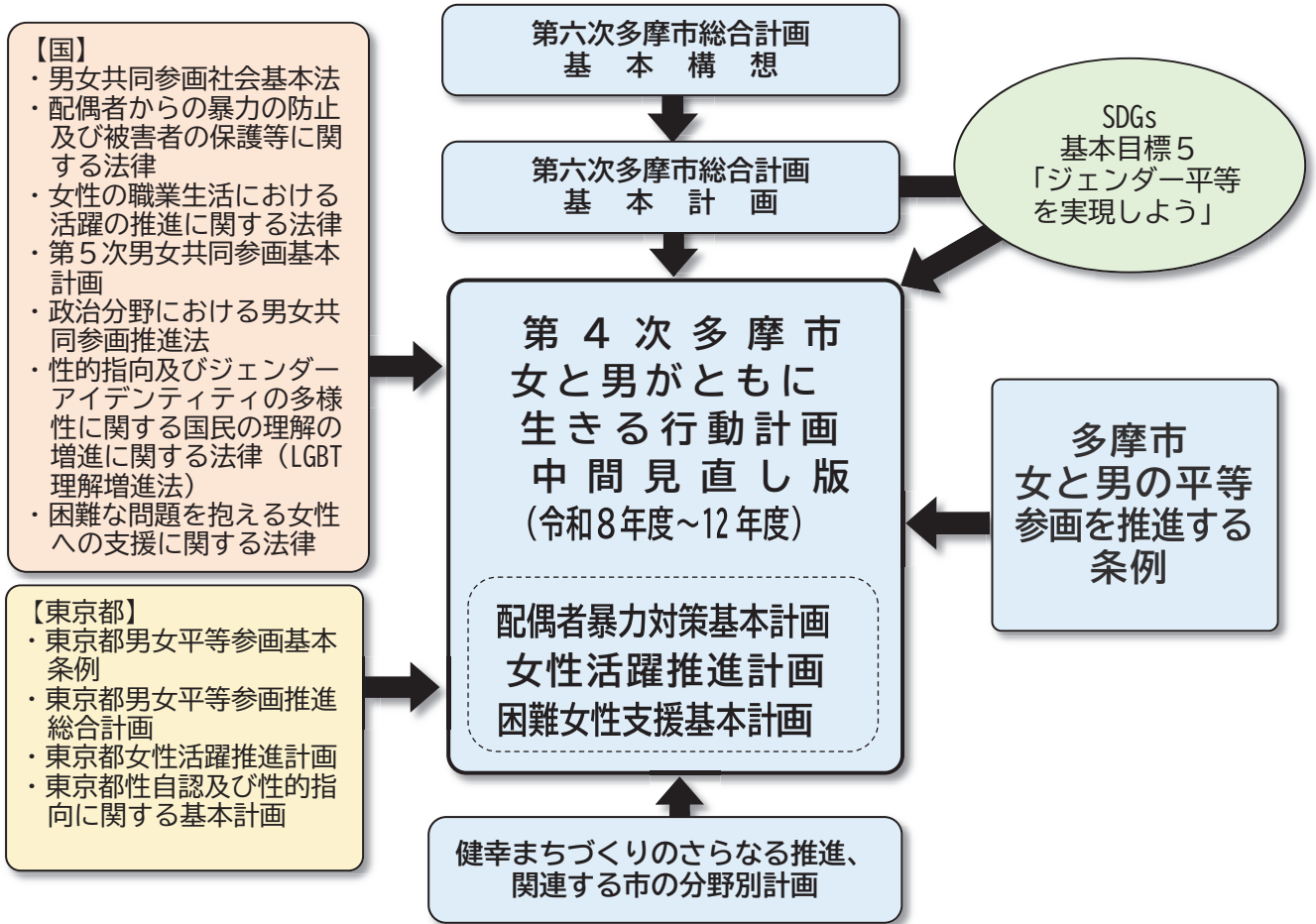
男女平等参画社会の実現をめざし、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、男女平等参画を推進していきます。

- 1 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- 2 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- 3 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- 4 家庭生活と仕事及び地域活動の両立
- 5 性別、性的指向及び性自認(SOGI)による差別、暴力の禁止
- 6 特に困難な状況にある人への配慮

# 3

## 計画の位置づけ

第4次行動計画中間見直し版は、以下の法律、条例、多摩市の計画等を踏まえて策定しました。



# 4

## 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間として策定しました。社会情勢等の変化に対応するため、計画の中間年にあたる令和7(2025)年度に見直しを実施しました。

中間見直し後の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画									
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
					<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>中間見直し版</b> </div>				

## 基本目標

1

基本目標

性別にとらわれない  
誰もが暮らしやすい  
まちの実現

## 課題

1

家庭・学校・地域等における  
ジェンダー平等意識の醸成

2

困難な状況に置かれている方への  
支援

2

基本目標

ワーク・ライフ・  
バランスと  
あらゆる分野における  
女性の活躍の推進

## 多摩市女性活躍推進計画

1

ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和)の推進

2

政策・方針決定過程における  
女性の参画促進

3

地域活動・防災対策における  
女性の参画促進

4

働く場での女性の活躍推進

3

基本目標

人権尊重と  
あらゆる暴力の根絶

## 多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画

1

配偶者等からの暴力の防止と  
被害者への支援

2

性に関するハラスメントや  
ストーカー行為、性暴力等の防止

3

生涯を通じた健康支援

4

基本目標

男女平等参画社会の  
実現に向けた  
総合的な計画の推進

1

庁内推進体制の充実

2

TAMA女性センターの運営

## 施 策

★：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関連する施策

1

- (1) 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着の推進
- (2) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供【重点施策】
- (3) 多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供
- (4) 教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発
- (5) 市役所における男女平等参画の推進

2

### 多摩市困難女性支援基本計画

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援 ★【重点施策】
- (2) ひとり親家庭への支援 ★
- (3) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援 ★
- (4) 性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援 ★

1

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供
- (2) 家事・子育て・介護への支援や参画促進 ★
- (3) 市内事業者への意識啓発と情報提供
- (4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

2

- (1) 市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進
- (2) 市職員の女性活躍推進

3

- (1) 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進
- (2) 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進【重点施策】

4

- (1) 女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援
- (2) 市内事業所における女性活躍推進

1

- (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供 ★
- (2) 暴力の未然防止と早期発見 ★
- (3) 被害者の安全確保と自立支援 ★【重点施策】

2

- (1) 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供 ★

3

- (1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実 ★
- (2) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」に関する意識啓発と情報提供 ★
- (3) こころとからだの健康づくりに関する支援

1

- (1) 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理
- (2) 国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換

2

- (1) TAMA女性センターの充実 ★
- (2) 市民参画による男女平等参画の推進

## 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

## 重点施策 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

男女平等参画を推進するうえで課題となる、固定的性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるよう、引き続き意識啓発と情報提供を行います。

## 重点施策 困難な問題を抱える女性への支援

令和6（2024）年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組めます。

## 課題① ▶ 家庭・学校・地域等におけるジェンダー平等意識の醸成

## ■ 施策の方向性 ■

- 固定的性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるよう、意識啓発と情報提供を行います。また、啓発事業の実施にあたっては、性別・年代を問わず参加しやすい事業を展開していきます。
- 多摩市と友好関係にあり、ジェンダー平等先進国であるアイスランドとの交流事業を通じて、アイスランドにおけるジェンダー平等の先進的な取組を学んだり、アイスランドの方々の考え方や意識に触れたりする機会を作ります。
- 子どもの頃から男女平等参画意識を醸成し、また多様な性と生に関する正しい理解を深め、お互いを尊重し合うことができるよう、市立小・中学校における教職員及び児童・生徒を対象とした人権教育を推進します。また、TAMA女性センターが実施する出前授業については、より内容を充実させ、これまで注力してきた、性の多様性に関するプログラムに加え、デートDVやリプロダクティブ・ヘルス/ライツ等、多様なテーマのプログラムを、教育現場が取り入れやすいよう整えていきます。
- 市役所においても、常勤・非常勤を問わず、すべての市職員を対象として研修等を充実させ、職員一人ひとりのジェンダー平等意識の醸成と性の多様性に関する知識の習得、また男女平等参画の視点に立って業務に取り組むことを推進します。

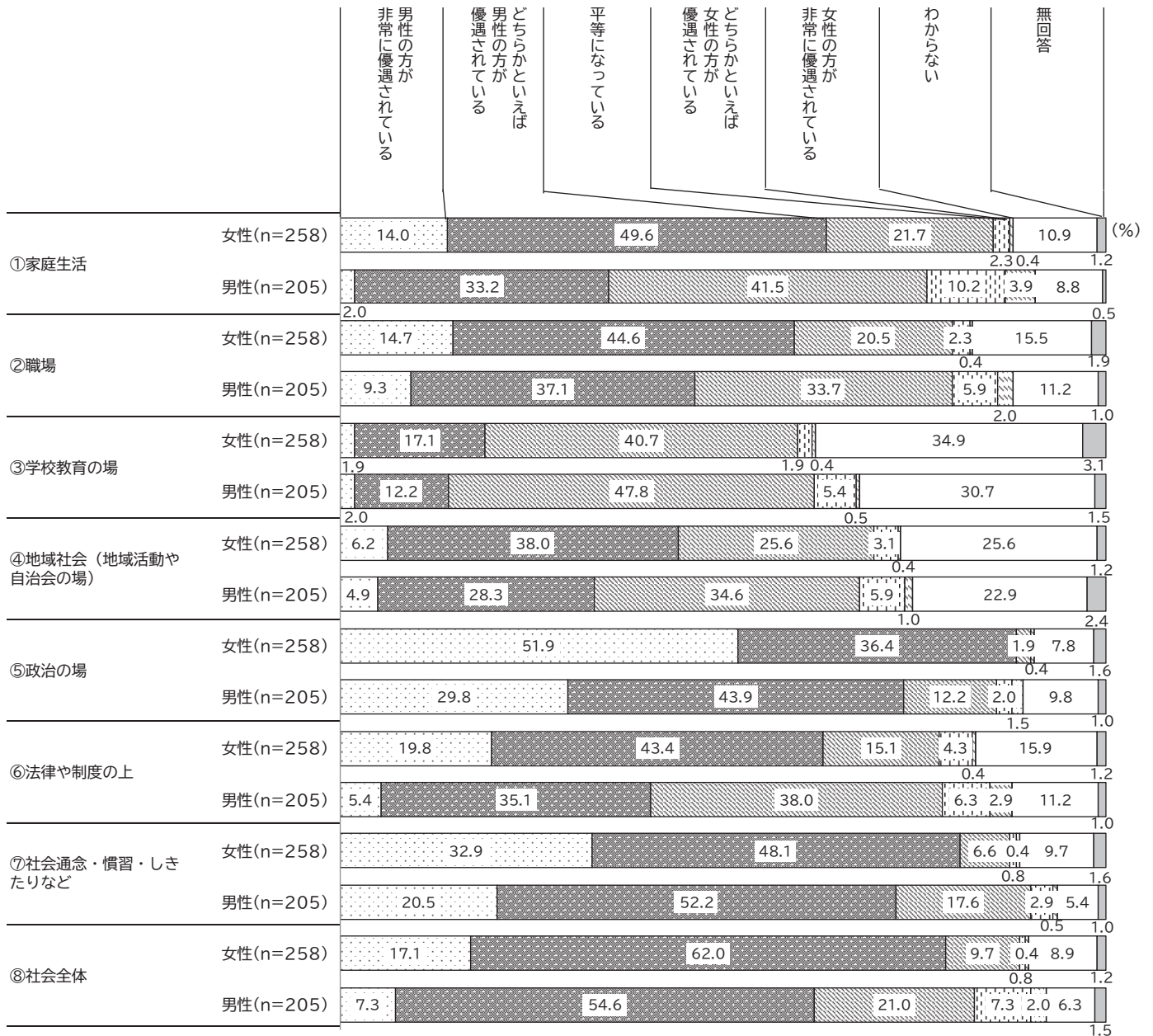
## 課題② ▶ 困難な状況に置かれている方への支援

## ■ 施策の方向性 ■

- 複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組めます。新たに支援調整会議を設置し、庁内外の連携体制により、重層的な問題に対して細やかな支援を行います。
- 社会課題としての女性の困難さに関して、市民や市職員を対象に理解促進のための研修や意識啓発を行います。

- 女性支援を行う民間団体に関する情報収集及び民間団体へのアプローチや連携体制の構築について、調査・検討を進めます。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり世帯、外国人、性的指向・性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当事者など、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女平等参画の視点からきめ細かな相談や具体的な支援等を行います。

分野別の男女の地位の平等感（性別）



出典：令和6(2024)年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

## 基本目標

## 2

## ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進

## 重点施策 / 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進

避難所の運営や災害用備蓄物資の整備などに男女平等参画社会の視点を取り入れるとともに、平常時から災害対策に関する方針を含むあらゆる決定過程に女性の参画を促進するなど、多様な立場の人が安全・安心を感じられる災害に強いまちづくりに取り組みます。

## 課題① ▶ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

## ■施策の方向性■

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を理解し、実現できるよう、市民や事業者に向けた意識啓発や情報提供を行います。
- 市民一人ひとりが性別にとらわれず家事・子育て・介護に積極的に関わられるように意識啓発と情報提供を行います。また、仕事と子育ての両立のため、多様な保育サービスを提供します。
- 市役所内においても、超過勤務時間の削減や男性職員の育児・介護休業等の取得を促進し、率先して働きやすい環境を目指します。

## 課題② ▶ 政策・方針決定過程における女性の参画促進

## ■施策の方向性■

- 管理・指導的立場にある人々の性別の偏りを解消し、誰もが性別を意識することなくあらゆる分野で活躍できる社会をめざし、市の行政委員会や審議会・委員会等の附属機関等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。
- これまで、市の委員会、審議会等における女性委員比率の目標値を「50%」としていましたが、性的マイノリティ当事者の参画等を鑑み、「いずれかの性別の委員が60%を超えることがないようにする」とした上で、女性委員比率の向上をベースとしつつ、委員構成における男女比の均衡が図られるように引き続き努めます。
- 市役所においても男女平等参画の視点が反映されるよう、管理職等の指導的立場に占める女性の割合を高めるための取組を進めます。

## 課題③ ▶ 地域活動・防災対策における女性の参画促進

## ■施策の方向性■

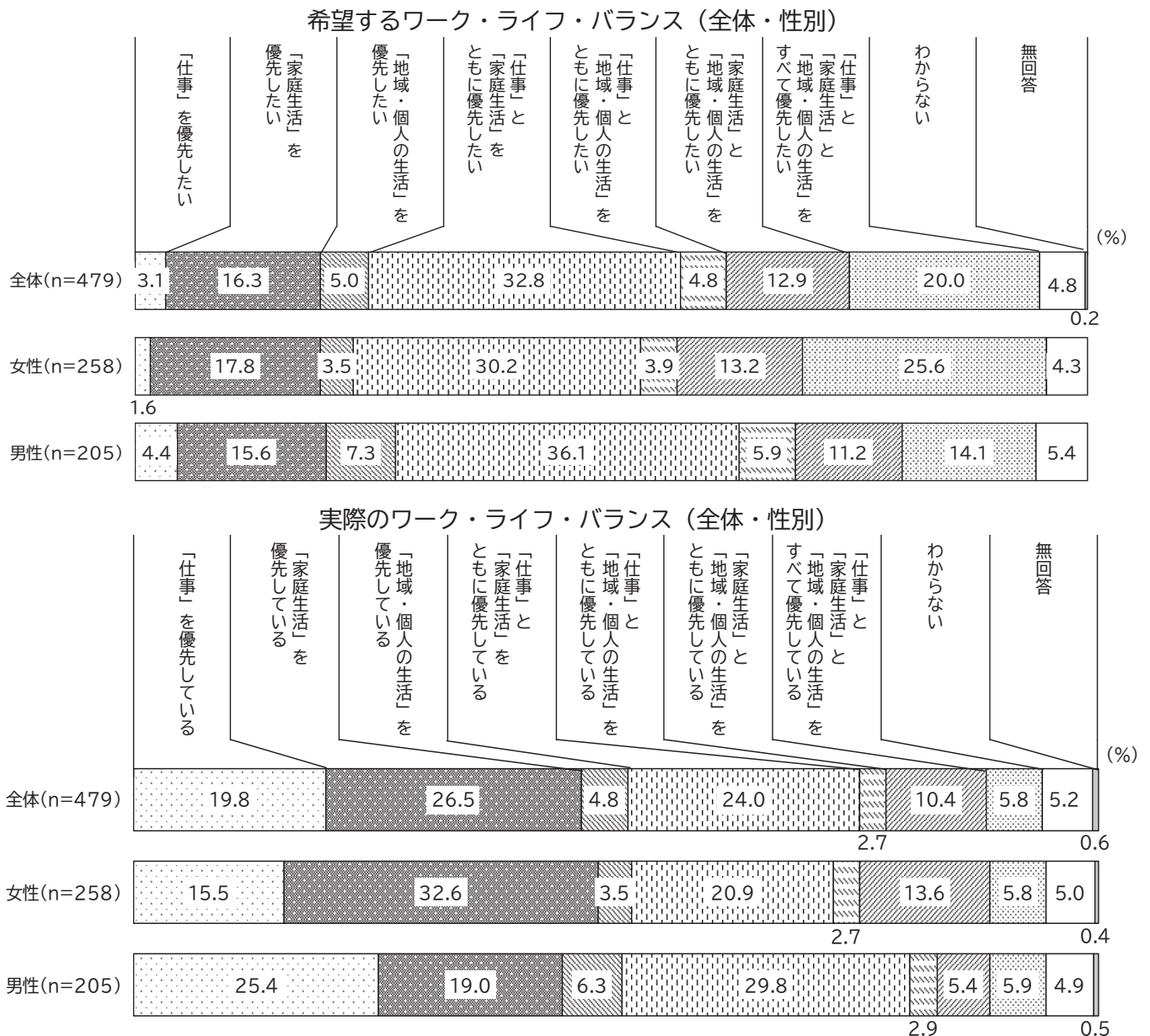
- 生活の基盤である地域において女性リーダーが増えるよう、ロールモデルの紹介や、市民活動団体等に女性リーダーの育成に向けた働きかけを行います。また、TAMA女性センターにおいて連続講座や体験型講座など、参加者同士のつながりや活動が継続するような事業を展開し、地域で活躍する女性リーダーの育成を目指します。

- 防災関連の審議会や、避難所での指揮系統における女性の参画を推進し、災害対策や避難所運営の各段階に男女平等参画社会の視点を反映させていきます。
- 防災安全課とTAMA女性センターが連携し、支援物資の備蓄や調達、災害対策関係ガイドライン等の作成にあたるなど、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを進めます。

#### 課題④ ▶ 働く場での女性の活躍推進

##### ■施策の方向性■

- 女性が希望に応じた多様な働き方やキャリア形成ができるよう、就業・創業に向けた支援や情報提供を行います。また、TAMA女性センターと「東京しごとセンター多摩」等の関係機関が連携した就労支援事業を拡充していきます。
- 市内事業所を対象に、女性の能力発揮や育成、登用など、事業所における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた情報提供等を行います。



出典：令和6（2024）年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

## 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

## 重点施策 / 被害者の安全確保と自立支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDV（配偶者暴力）の根絶と、被害者の安全確保と自立支援を図るため、関係機関との連携強化による支援や相談・支援情報の周知、市民への意識啓発に取り組みます。

## 課題① ▶ 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

## ■ 施策の方向性 ■

- 配偶者等からの暴力防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー不平等の是正や意識改革を進めます。特に若年層を対象に交際相手からのデートDVなど、市内小・中学校への出前授業のテーマとして取り上げながら、被害者にも加害者にもならないための情報提供や啓発を行います。
- 従来のDV等のあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発に加え、被害者支援の一環として、配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する情報収集と関係機関への共有を行うことで、被害者だけでなく加害者に対しても適切な支援へつなぎ、繰り返される暴力の防止に努めます。
- DV被害者支援の入口となるTAMA女性センター相談員の相談対応能力の向上に取り組み、より重層化・複雑化している相談者の課題に対応していきます。また、DV被害者が自立した生活を送れるよう、関係課とともに、各種制度の活用や関係機関との連携による専門的な支援により一層力を入れていきます
- DV被害者がためらうことなく相談窓口を利用できるよう相談窓口の周知を進めます。また、社会的な期待や性別役割分担意識等により男性が抱える悩みについての相談事業の実施を検討します。

## 課題② ▶ 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止

## ■ 施策の方向性 ■

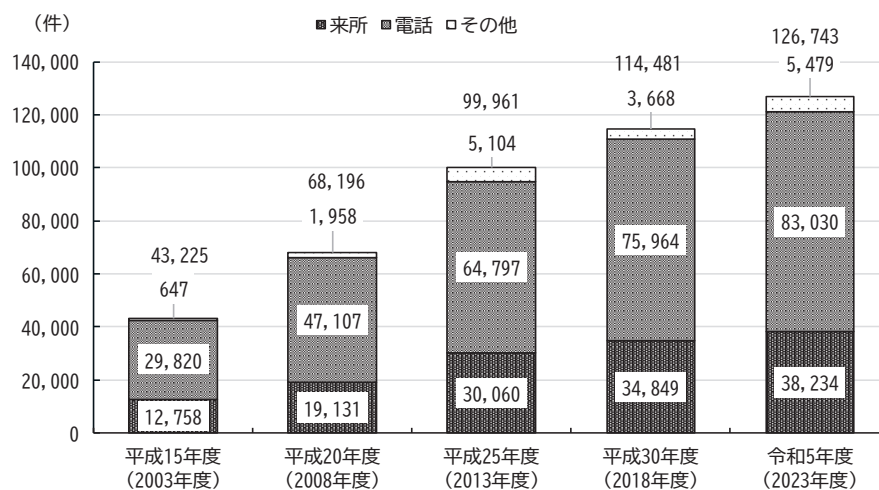
- 日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜む、性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力などの様々な暴力に気づき、暴力の防止に向けた行動ができるよう、意識啓発と情報提供を実施します。
- 若年層に対するSNSなどを通じた性暴力被害の予防や、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別や偏見の解消に取り組みます。
- 性暴力等の被害を受けた人が適切に相談や支援を受けられるよう、相談窓口の周知や、各種関係機関との連携による支援に取り組みます。

### 課題③ ▶ 生涯を通じた健康支援

#### ■ 施策の方向性 ■

- ジェンダーや年代、発達段階やライフステージに応じた健康を支援するための取組を総合的に推進するとともに、誰もが心身及びその健康について主体的に自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）に関する意識啓発と情報提供を引き続き行います。
- こころとからだの健康を守るための相談や、市民の健康増進に寄与するための意識啓発や情報提供を行います。中でも、仕事や子育て、介護等で忙しい日々を送る働き盛りの市民に向けて、行政のみならず、企業・団体等の様々な主体とともに、「健幸」についての気づきや行動を促すとともに、健康づくりを行いやすい環境づくりに取り組みます。

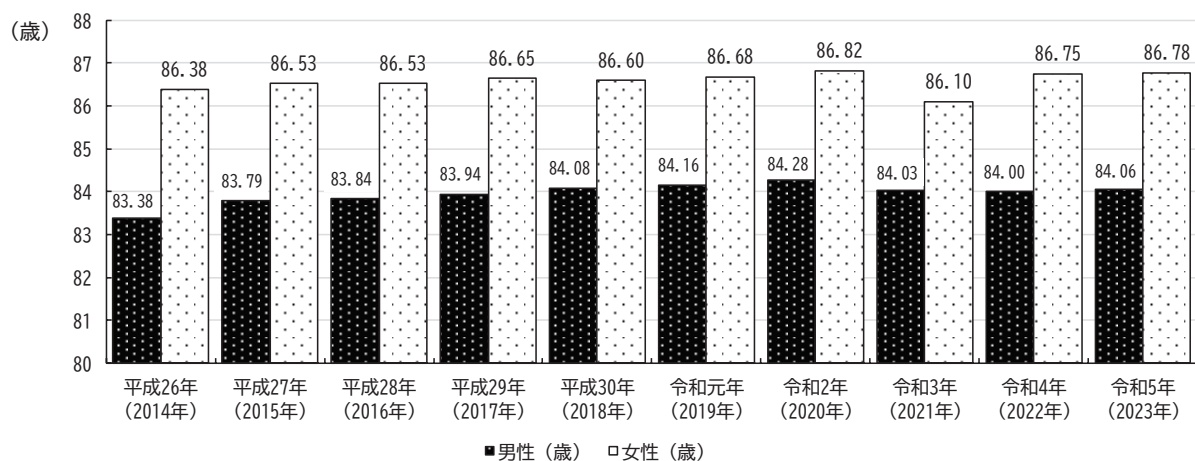
配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移



出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和5（2023）年度分）」内閣府男女共同参画局

多摩市 65 歳健康寿命（要介護2）

（※65歳の方が「要介護2」以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けた平均年齢）



出典：東京南多摩保健所

## 課題① ▶ 庁内推進体制の充実

## ■施策の方向性■

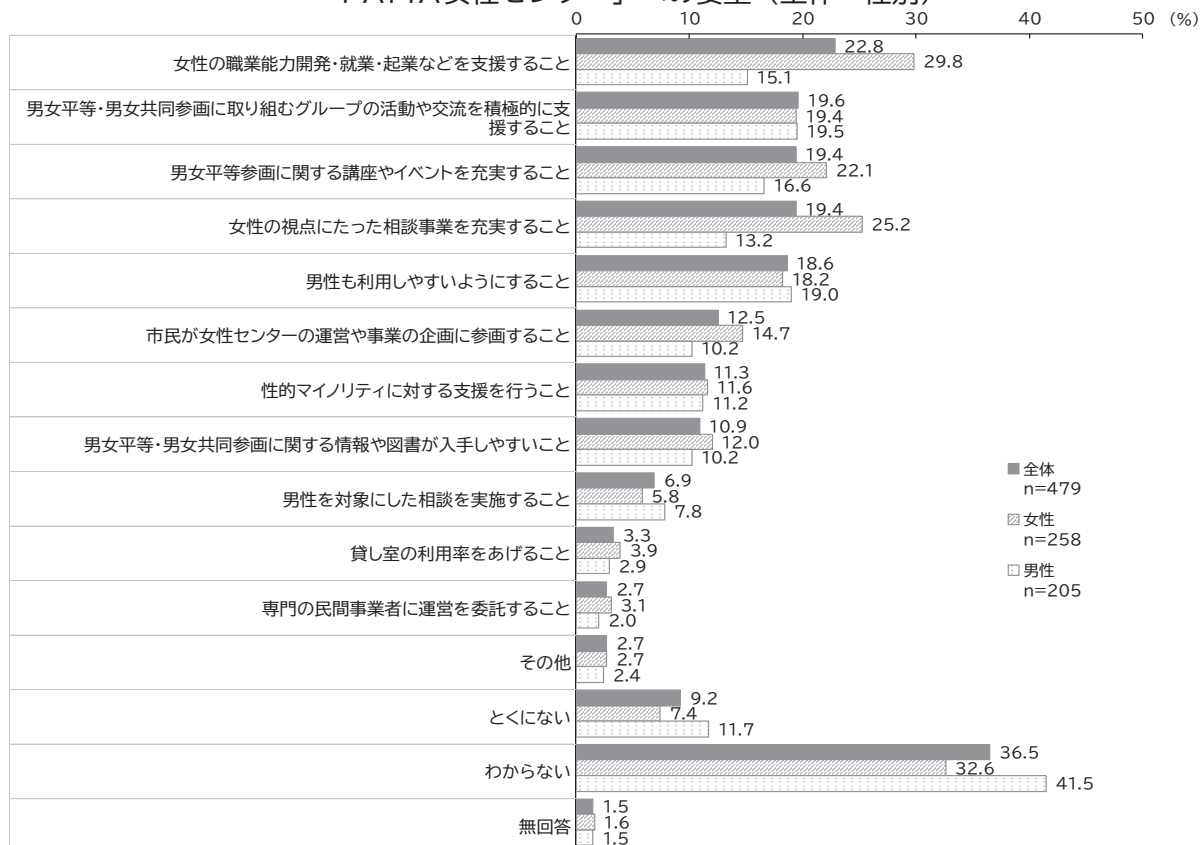
- 本計画の目標達成に向けて、PDCA サイクルに沿った進行管理を行います。また、計画に位置づけた各事業の進捗状況については、毎年、各課での自己評価を踏まえ、庁内推進会議で内部評価として決定し、さらに多摩市男女平等参画推進審議会による外部評価を行い、市の取組に対する意見や助言をいただきます。これらの評価を庁内で共有し、各課における改善策を毎年検討・実施することで、本計画の着実な実施に全庁で取り組んでいきます。
- 国や東京都、他の自治体等と連携して男女平等参画推進に向けた取組を推進します。

## 課題② ▶ TAMA女性センターの運営

## ■施策の方向性■

- 「TAMA女性センター」の認知度向上と、施設利用者や事業への参加者の増加を図るため、引き続き様々な媒体や機会を活用した周知に取り組めます。
- これまでTAMA女性センターが果たしてきた役割を踏まえつつ、社会情勢の変化や、女性だけでなく男性や性的マイノリティへの取組も見据え、TAMA女性センターの役割や機能強化、また体制や運営方法について総合的に見直します。
- 市民や市民団体等との協働・連携により効果的に男女平等参画推進に向けた事業を展開していきます。

「TAMA女性センター」への要望（全体・性別）



出典：令和6(2024)年度多摩市男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査

## 6

## 男女平等参画に関するキーワード

アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	意識せずに形成されている思い込みや偏見のこと。これまで経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせて形成されるもので、性別、年齢、国籍などの思い込みや偏見が考えられる。「家事を担うのは女性」「外で仕事をするのは男性」といったジェンダーによる無意識の思い込みもこれに該当する。それ自体は悪ではないものの、無意識の思い込みが普段の発言や行動にも影響を及ぼすことで、公平性や多様性を阻害する要因となることがある。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー平等(意識)	社会的・文化的に形成された性別がすべての人にとって平等であるという意識のこと。
性的指向・性自認(SOGI)	性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。性表現(Gender Expression)を含めて「SOGIE(ソジー)」、身体的な性(Sex Characteristics)を含めて「SOGIESC(ソジエスク)」とも表現される。
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
男女平等参画社会	男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のこと。
デートDV	配偶者への暴力(DV)に対し、恋人同士など親密な若い男女間で起こるパートナーへの暴力に着目した造語のこと。
パートナーシップ制度	一方または双方が性的マイノリティである二人の関係を自治体がパートナーとして証明する制度のこと。法的効力はないが、自治体独自の証明書を発行することで、民法上の婚姻関係にある者と同等のサービスを受けられるなど一定の効力が期待できる。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。

# 多摩市女と男の平等参画を推進する条例（抜粋）

## （前文）

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくいと感じることがみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

## （基本理念）

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- （1） すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- （2） すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- （3） すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- （4） すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- （5） すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- （6） すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

## （行動計画）

第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。

# TAMA女性センター

TAMA女性センターは、女性が抱える悩みや問題の解決、男女平等参画推進を目的とした施設です。本センターでは、女性や性的マイノリティを取り巻く悩みや問題の相談、男女平等参画推進のための講座・イベント等の開催、情報提供、女性の再就職支援等、多くの取組を実施しています。

## 各種相談

自分の生き方・家事・育児・家族関係、パートナーからの暴力、性的指向・性自認(SOGI)等、さまざまな悩みや問題を解決するために、専門相談員が相談を受け付けています。

### ●面接相談 ◎要電話予約

場所：TAMA女性センター相談室  
申込先：TAMA女性センター（電話：042-355-2110）

	相談日	相談時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談	毎週火・金曜日	9:30～12:30
	毎週土曜日	13:30～16:30
女性のための法律相談	毎月第3水曜日	9:30～12:00

### ●電話相談 ◎予約不要

実施時間帯に相談専用電話番号へ直接お電話ください。 ◎相談時間は30分を目安

	相談日	相談時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談 (相談専用電話 042-355-2111)	毎週木曜日	10:00～13:00
		13:30～16:30
LGBT電話相談 (相談専用電話 042-355-2112)	毎月第3火曜日	偶数月 14:00～18:00 奇数月 16:00～20:00

## 講座・フェスティバル

TAMA女性センター市民運営委員会やTAMA女性センター登録団体と連携し、男女平等参画を推進するための講座を実施しているほか、市民による実行委員会が企画・運営する「多摩市男女平等参画推進フェスティバル（通称：ともフェス）」を開催しています。



## 施設

調理講習やその他講座に利用できる「ワークショップルーム」、TAMA女性センター登録団体が打ち合わせ等に使える「活動交流室」、女性問題や男女平等に関する書籍が揃っており貸出も行われている「TAMA女性センターライブラリー」があります。



## 情報誌「たまの女性」

地域に根差した男女平等に関する情報をお届けする情報誌「たまの女性」を年2回発行しています。冊子は市内各施設に配架するほか、多摩市公式ホームページでも電子版がご覧いただけます。



## 利用案内

問合せ：月曜～金曜 午前9時～午後5時  
(祝日、年末年始を除く)

電話：042-355-2110

休館日：第1・第3月曜日

〒206-0011 東京都多摩市関戸4-72

ヴィータ・コミュニネ7階

京王線聖蹟桜ヶ丘駅 西口を出て徒歩2分





令和元(2019)年12月、多摩市は全国の自治体として初めてアイスランドのホストタウンとして登録され、令和3(2021)年12月には「友好協力関係に関する覚書」を締結したほか、令和7(2025)年5月には首都レイキャビク市と「友好関係構築に関する覚書」を締結するなど、友好的な関係を深めています。

16年連続\*でジェンダー・ギャップ指数世界一のアイスランドは1975年に起きた歴史的な女性ストライキ「女性の休日」をきっかけに、ジェンダー平等の先進国となった国として知られています。

これからも、男女平等推進を含む様々な分野で、多摩市とアイスランドは交流を続けていきます。

※令和7(2025)年現在



多摩市

## 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し概要版

令和8年(2026年)3月

多摩市 暮らしと文化部 平和・人権課  
(TAMA 女性センター)

〒206-0011

東京都多摩市関戸四丁目72番地

ヴィータ・コミュニェ7階

電話 042(355)2110

